平成 26 年 3 月 20 日

各　　位

会 社 名　キヤノン電子株式会社
代表者名　代表取締役社長　酒巻　久
（コード：7739、東証第 1 部）
問合せ先　常務取締役経理部長　石塚　巧
（TEL. 03 － 6910 － 4111 ）

子会社の破産手続開始の申立ておよび決定に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社通販工房（以下「通販工房」）は、平成 26 年 3 月 18 日開催の同社取締役会において破産手続開始の申立を行うことを決議し、本日、東京地方裁判所に破産の申立を行い、同日中に破産手続開始決定を得ましたので、ここにお知らせいたします。理由等の詳細は下記のとおりです。

記

1. 申立ての理由

通販工房は、通信販売業務、コールセンター業務及びギフト商品の販売などを主要業務としておりますが、前代表取締役社長（以下「前社長」）の違法行為が本人の申告により判明しました。親会社である当社は、前社長の申告を受け、本年 1 月 7 日、弁護士を含めた内部調査委員会を設置、調査を進めてまいりました。その結果、前社長が同社取締役会の承認を得ることなく独断で通販工房名義にて債務保証、手形の裏書を行う等の違法行為を繰り返していたことが判明しました。

内部調査委員会は、前社長本人および同人の代理人弁護士から事情を聴く等、事実の解明に努めました。当社はその結果を踏まえ、当該違法行為に基づく損害金相当額を平成 25 年 12 月決算において損失処理を行いました。しかしながら、その後、前社長および同人の代理人より新たな事情の申出がありました。事実関係が複雑かつ多岐にわたり、かつ債務について原因関係や導入した資金の使途が不明なものが多く、事実の全容を把握することはできませんでしたが、当該違法行為に関連して債権者から請求を受けている債務額および前社長から報告を受けている債務額の累計はおおよそ 12 億円となることが判明しました。

現時点で通販工房が抱える負債の総額は約 12 億円（うち約 11 億円は運転資金としての当社からの貸付金）であり、既に大幅な債務超過にあるところ、前述の前社長の違法行為により負債額が更に膨らむ可能性が高くなったことから、破産管財人による厳正な事実の調査に基づき違法行為による負債額を確定し残余財産を公平に分配するため、今回の破産手続申立に至りました。

2. 負債総額

原因関係等が不明で法的支払義務の有無が確認できていないため、現時点では正確な金額を出すことはできませんが、当該違法行為に関連して債権者から請求を受けている債務額、前社長本人および同人の代理人弁護士等からの説明を基に算出した金額を含めると、おおよそ24億円となります。

3. 子会社の概要（平成26年2月末現在）

（１）商号	株式会社通販工房
（２）本店所在地	東京都港区芝公園３－５－１０
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役　福嶋　進一
（４）事業内容	通信販売業
（５）資本金の額	3,000万円
（６）設立年月日	平成19年10月25日
（７）純資産額	▲1,166百万円
（８）総資産額	230百万円
（９）大株主及び持株比率	当社100％

4. 再発防止策

この度は、通販工房の前社長による違法行為の結果、同社が破産に追い込まれ、同社の取引先ほか関係者の皆様に多大のご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。当社といたしましては、このような事件が起こった背景に当社グループ内部牽制体制の不備があったことを真摯に反省し、原因を徹底的に究明するとともに、再発防止のための施策を推進してまいります。併せて、前社長に対して、刑事告発を含めその責任を追及する所存であります。

5. 平成25年12月期の連結財務諸表および平成26年12月期の業績への影響

当該違法行為に起因する金額のうち、予測可能な部分につきましては、平成25年12月期連結決算において損失処理しております。

なお、平成26年12月期の連結財務諸表に与える影響額は現在精査中であり、今後業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上